

令和5年度 第1回 多賀町都市計画審議会 議事録

日時：令和5年4月25日（木）13:30～

場所：多賀町役場

■出席者

多賀町 都市計画審議会員

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課

中川専門官、田中技術員

■内容

1) 町長挨拶

2) 審議案件

・諮問5-1号 彦根長浜都市計画道路の決定(滋賀県決定)の素案申出について

・事前相談 彦根長浜都市計画道路の変更(多賀町決定)の素案について

事務局および滋賀国道事務所より内容説明

3) 質疑応答

【質問者：審議員】

・びわこ東部幹線の計画について教えて欲しい。土田地区の部分で何軒ぐらい家屋に影響しているのか？

【滋賀国道事務所】

・現状は、S=2500/1の地形図をもとに計画図を作成しています。実際に家屋が何軒まで影響するのかという細かい調査までできておりません。地形図上で見るかぎりでは、10軒程度影響があると思います。家屋に影響が無くても、土地に影響がある方もできますので、今後測量をしっかりと、事業に必要な用地を確定してから説明させていただきます。

【質問者：審議員】

・家屋に影響があるのは、土田地区だけか？

【滋賀国道事務所】

・多賀集落でも家屋が影響するところがあります。田んぼ部だけを通るわけではありません。

【質問者：審議員】

- ・計画ルート(法線や勾配等)について、今後微修正は可能という認識で間違いないか？

【滋賀国道事務所】

- ・その通りです。盛土構造を一部、橋梁構造に変更するとか、道路の高さとかについて、多賀町と今後協議しながら進めていきます。ただ、大きく変更することは無いと考えています。設計していくなかで、どうしても法線をズラさざるを得ないということがあれば、変更していくことになります。彦根長浜幹線の事例でいくと、地質調査の結果等から、トンネルの位置を大きく変更している事例もあります。

【質問者：審議員】

- ・3・3・7号 びわ湖東部幹線の都市計画決定幅が、法尻までとなっているが、3・5・202号 山田敏満寺線は、路肩から500mmまでのところになっている。この違いがあるのはなぜか？

【滋賀国道事務所】

- ・3・3・1号 彦根長浜幹線と3・3・7号 びわ湖東部幹線については、下幅で都市計画幅を設定しています。3・5・202号 山田敏満寺線と3・5・201号 猿木敏満寺線は、当初の都市計画で路肩のところまで都市計画幅として設定しています。構造については、都市計画幅になっていませんでした。それを踏襲しているところです。

【質問者：審議員】

- ・将来、法面は誰が管理することになるのか？

【滋賀国道事務所】

- ・工事をして法面ができた場合は、道路管理者が管理することになります。国道306号であれば滋賀県が管理しているので、法面を滋賀県が管理することになります。都市計画幅までが、実際に管理する場所ではありません。

【質問者：審議員】

- ・高架部ゼブラ部の意味について、教えていただきたい。

【滋賀国道事務所】

- ・道路線形がカーブになっているところについて、運転時の視距確保のために、幅員を増やしているところです。中央部は250mmの路肩があり、外側は、1750mmの路肩があります。それ以外に、この視距拡幅の幅員を設定しています。

【質問者：審議員】

- ・ 芹川と国道 306 号の間は、びわ湖東部幹線とどのように交差するのか？地元説明会時に、芹川と国道 306 号の間は、どこか 1 箇所アンダーパスさせるという話があった。名神高速道路を越えてからの部分についても、農道との交差をあまり考えていないと思う。
- ・ びわ湖東部幹線と農道を交差した場合、高さはどうなるのか。農業機械を台車に載せて移動するので、通行出来なくなるのではないかと心配している。5m~6m下がっていく構造になってしまうと、大変危険だと思う。構造的に大丈夫なのかと思っている。

【滋賀国道事務所】

- ・ お示ししている図面は、国道 8 号本線のみ計画となっています。そのため、農道や集落の道については、分断している図面となっています。機能復旧については、まだ何も決まっていない状況です。事業化した後に、しっかり測量をして機能復旧の詳細を検討していきます。機能復旧を相談しないで決めてしまうと使い勝手が悪くなってしまいますので、計画案を策定して、地元の方と協議をしっかりとさせていただきます。

【質問者：審議員】

- ・ 今後、計画ありきで地元説明等をされて、要望を聞かずに押し通されそうで心配している。

【滋賀国道事務所】

- ・ 新しい道路ができるというところで、地元の皆様の思いを 100%答えられるかといったらそれは出来ないと考えております。そのため、しっかり協議をして、お互いが納得出来るようなかたちで進めていきたいと考えています。押し通すようなことは、絶対にしないようにしていきます。

【質問者：審議員】

- ・ 事業が決まってから、どのタイミングで構造的な変更のやりとりを実施するのか？

【滋賀国道事務所】

- ・ 事業化した後にまず測量を実施します。測量をするためには、皆様の土地に入りますので、測量調査の内容を説明し、土地の立ち入りのご了解を頂きます。その時に道路ができることで、影響のある農道、用水等の情報・ご意見も伺います。頂いた意見をもとに道路の構造、農道、用水等の機能復旧について設計を行います。その設計案について改めて説明させていただきます。その時に、地元の皆様、農業関係の皆様のご意見を頂き

ながら再度予備設計を実施していきます。

【質問者：審議員】

- ・この審議会で、具体的な構造等について審議するのか？

【事務局】

- ・都市計画審議会では、都市計画決定にかかる部分のみの審議になります。具体的な構造等は審議事項から外れてきます。今回は、道路の幅の部分についてお諮りしています。個別の設計の具体性部分については、それぞれの事業のなかで進めていくこととなります。滋賀国道事務所、滋賀県、多賀町地域整備課が、それぞれ関わり合いをもちながら地域の皆様とお話をして、細かいところを少しずつ決めて進めていくこととなります。

【会長】

- ・今回の諮問事項に関して原案通り異議がなしという事で回答させていただいてよろしいか？異議なしの方、挙手お願いします。
- ・多数でございますので、異議なしと判断させていただきます。
- ・以上で、本日の都市計画審議会を終了します。

－以上－